

令和 6 年度 第 1 回岡山支部評議会 議事概要

開催日時	令和 6 年 7 月 19 日（金）14：00～16：00
開催場所	第一セントラルビル 2 号館 8 階会議室 Ivy
出席評議員	学識経験者：浜田評議員（議長）・中浜評議員・水田評議員 事業主代表：大塚評議員・平山評議員 被保険者代表：野村評議員・田原評議員
議 題	1. 令和 5 年度決算（見込み）について 2. 令和 5 年度支部事業実施結果及び令和 6 年度の取組状況について 3. その他報告事項（マイナ保険証に関する制度について）

各議題について、事務局より資料に基づいて説明。

議題 1. 令和 5 年度決算（見込み）について

＜事業主代表＞

準備金の積立について示されている基準はあるか。

＜事務局＞

保険給付費等の 1 か月分相当を積立てるという基準があるが、協会けんぽの財政は例年厳しくなることが想定されており、これまでも中長期的な観点から平均保険料率 10%据え置きでご了解いただいている。現在は黒字の決算ではあるが近い将来保険料率を引き上げざるを得ない状況が想定されている。他の保険者と比較しても、協会けんぽの基準が著しく高いというものではないと考えている。

＜学識経験者＞

加入者 1 人当たり医療給付費が上がっている要因は何か。

＜事務局＞

複数の要因が考えられるが主なところでは、医療の高度化と新型コロナによる受診抑制からの反動が大きいと考える。

<事業主代表>

支出の増加について、医療の高度化による医療給付費の上昇とは具体的にどういうことか。

<事務局>

医療の高度化による医療給付費の上昇については、高額薬剤の保険適用等が影響していると考えている。

さらに補足すると医療給付費の上昇については、原因は不明だが、高額な医療費を要する難病患者が増加傾向にあることや、コロナ禍よりも呼吸器系の疾患が増加しているのも影響しているようではある。

<事業主代表>

パートや短時間労働者の適用拡大を進めていく影響による今後の収支差見込みは立っているか。

<事務局>

適用拡大の影響については、平均標準報酬と医療給付費のバランスから考慮すると、財政的に負担増となる可能性が高いと想定している。

<学識経験者>

事前に確認した後期高齢者の医療費と比較すると、協会けんぽの医療費は抑えられている印象である。

扶養率が下がっている要因は何か。

<事務局>

適用拡大の影響により、今まで被扶養者だった方が被保険者に切替わった影響が考えられる。

<学識経験者>

保険料もいずれはあげていかないといけない財政状況ではあるが、平均保険料率を10%で維持できる期間の見込みはあるか。

<事務局>

協会けんぽでも毎年試算を行うが、賃金上昇率などが一番高い条件で設定した場合でも近いうちには単年度収支が赤字になる見込み。現在の準備金を切崩して、料率を維持していくことになるが、実際はその時の医療費、賃金上昇率の状況によっていつまで10%を維

持できるかが変わってくる。できるだけ医療費を抑え、準備金で料率を維持していける間に対策を練っていくことが中長期的な戦略と考えている。

議題 2. 令和 5 年度支部事業実施結果及び令和 6 年度の取組状況について

<被保険者代表>

返納金債権の回収率について KPI 未達成とのことだが、債権はどれくらい膨らんでいるのか。

<事務局>

これまで資格喪失後受診のレセプトについては、医療機関に照会を行い、正しい保険者へ請求替えを依頼していた。オンライン資格確認の導入により、保険者が確認して債権を回収するケースが増え、債権額自体は以前より大きく増加しており、正確な債権残高は、後日、報告させていただく。

債権は資格喪失後受診や年金などの調整により発生することもあり、協会けんぽでコントロールしにくいといった特徴もある。そういったこともあり、KPI は現年度債権の回収率を前年度以上と設定している。実際の債権は現年度のみで回収できるものではないため、最終的に回収できるよう債権管理が重要と考えている。

さらに補足すると事業所から年金事務所への資格喪失手続きが遡及して行われることにより債権が発生することもあり、対応が困難な場合も現実にはある。

<被保険者代表>

法律上、債権回収を執行できる仕組みはあるか。

<事務局>

裁判手続きを経て、差押え等で対応していくことはある。

<事業主代表>

債権回収については、退職した被保険者の保険証を回収できていない事業所へのアプローチも必要である。労働基準監督署との情報連携により退職情報を把握することはできないか。

<事務局>

保険証の回収率が低い事業所は把握しておりアプローチは行っている。労働基準監督署との連携においては、保険証回収事業の協力依頼は可能だが、現状では加入者の資格情報連携までは困難である。

<事業主代表>

協会けんぽの事業実施結果や取組が、今後の保険料率の引下げにどれくらいつながっているかに関心がある。

<事務局>

当支部としては、まず一人当たりの医療費を全国平均より下げるための取組を実施していくことが保険料率の引下げにつながると考えているが、事前に全ての KPI を達成した場合に、保険料率がどれくらい下がるのかを示すのは困難。

<学識経験者>

海外出産による出産一時金の不正請求とは、具体的にどのようなものか。

<事務局>

資格喪失後 6 ヶ月以内に海外で出産された請求について、出産証明等で出産の事実を厳重に確認して審査を行ってきたが、出産証明書の偽造など全国的に不正な請求が判明した。現在はさらに母子手帳、海外渡航歴を厳重に確認して審査を進めている状況である。

<学識経験者>

ホテルで実施する特定健診の費用対効果はどれくらいか。

<事務局>

ホテル健診については、これまで健診未受診だった方が新規で受診いただくための企画。健診受診後、その場で特定保健指導も受診いただくことで、生活習慣病予防や重症化予防につながっていくことを考慮すると十分な費用対効果を望めると考えている。ただし、今後アンケート結果や受診された方の属性等の分析を進め、次年度以降の実施を検討していく。

<事業主代表>

KPI の達成見込みについて年度中でも事業内容の見直しなど対策を検討される場合は設けられているのか。

<事務局>

毎月支部では事業の進捗会議を実施しており、KPI の達成状況の確認や課題の洗い出しを行っている。年度予算編成上の理由ですぐに対応できないことは、次年度の予算編成、事業実施に反映させている。

議題 3. その他報告事項（マイナ保険証に関する制度について）

＜事業主代表＞

既存加入者への資格確認書発行は申請手続き不要と考えてよいか。

＜事務局＞

マイナ保険証を利用できない方は、申請手続きは不要である。

＜被保険者代表＞

現行の保険証は返却する必要があるか。

＜事務局＞

令和 7 年 12 月 2 日以降は自己廃棄可能。それ以前に退職等で使用できなくなった場合は回収のうえ、資格喪失届とあわせて返却が必要である。

特記事項

傍聴者なし

次回は令和 6 年 10 月 18 日（金）開催予定